（特別監視官の職務）

第三百六十一条の二　特別監視官は、前条各号に掲げる事務のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税関長が指定するものをつかさどる。

（保税地域監督官の職務）

第三百六十二条　保税地域監督官は、次に掲げる事務（統括監視官及び特別監視官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

２　［略］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官三十六人以内を置く。

２　上席監視官は、命を受けて、第三百六十条各号、第三百六十一条各号及び第三百六十一条の二に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

３　監視官は、命を受けて、第三百六十条各号、第三百六十一条各号及び第三百六十一条の二に規定する事務を処理する。

（収納課の所掌事務）

第三百六十六条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～九　略］

（統括審査官の職務）

第三百六十七条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～二十五　略］

［２～４　略］

（特別審査官の職務）

第三百六十七条の二　特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（統括監視官及び特別監視官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税関長が指定するものを分掌する。

（上席調査官及び調査官）

第三百八十条の二　沖縄地区税関の調査部に、上席調査官五人以内及び調査官七人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百八十五人以内を置く。

２　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十八人以内、教育官七十六人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

［条を加える。］

（保税地域監督官の職務）

第三百六十二条　保税地域監督官は、次に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

２　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十六人以内及び監視官四十二人以内を置く。

２　上席監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十一条各号に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

３　監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十一条各号に規定する事務を処理する。

（収納課の所掌事務）

第三百六十六条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～九　同上］

（統括審査官の職務）

第三百六十七条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～二十五　同上］

［２～４　同上］

（特別審査官の職務）

第三百六十七条の二　特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税関長が指定するものを分掌する。

（上席調査官及び調査官）

第三百八十条の二　沖縄地区税関の調査部に、上席調査官五人以内及び調査官八人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百七十八人以内を置く。

２　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官七十五人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部